

○厚生労働省告示第五百六十五号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関である東京理化学テクニカルセンター株式会社について、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第二項の規定により、平成二十四年九月十八日をもってその住所及び試験検査を行う事業所の所在地を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年十一月十三日

厚生労働大臣 三井 辨雄

一 住所

変更前 東京都台東区今戸一丁目一八番一〇号

変更後 東京都品川区東大井一丁目八番二一号

二 試験検査を行う事業所の所在地

変更前 東京都台東区今戸一丁目一八番一〇号

変更後 東京都品川区東大井一丁目八番二一号